

岡垣町告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成25年 月 日付けで岡垣町条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定代表者の住所、氏名及び請求の要旨を下記のとおり告示する。

平成25年 6月24日

岡垣町長 宮内 實生

記

1 岡垣町条例制定請求代表者の住所及び氏名

遠賀郡岡垣町野間3丁目1番24号	西田 陽子
遠賀郡岡垣町吉木東1丁目18番10号	西村 幸二
遠賀郡岡垣町海老津2丁目6番3号	中村 行雄

2 岡垣町条例制定請求の要旨

住民投票は議会制民主主義とならぶ住民の政治参加の重要な権利です。民主主義の基本は住民が直接意思表示をして政治決定する直接民主主義であり、議会制民主主義はその補完的運用といえます。住民投票は政治と民意が離れている場合、それを民意表示に依って直す手段として有効です。

直接請求は、住民が直接行政に参加する直接民主主義の考え方に基づくもので、住民自治を実現する重要な制度です。地方自治法は、条例の制定、改廃の直接請求を住民の権利と規定（12条、13条）し、選挙権とならんで地方自治に参加する権利として保障しています。選挙が終わって、議員あるいは首長が選出された後は、議員あるいは首長は必ずしも選挙民の意思どおりに動くとは限らず、選挙民の意思と離れてしまうことがあります。町民生活に重大な影響を及ぼす事案については直接住民の意思を問うた上で政策を実施すべきです。

JR海老津駅南側道路整備事業については、既に一部着工されていますが、住民が、平成24年8月16日に、見直しを求める陳情行動（5500人の署名添付）を行いました。平成25年3月1日に、岡垣町議会はそれを却下しました。しかし、昨年12月に行われた岡垣町長選挙では、これらの事業の見直しを政策に掲げた候補に対して、5398人が投票しています。このことは、住民の多くがこの事業について、見直しを求めていることの表れです。このまま町民の意思を確認しないまま、後世につけを残しかねないこの事業を進めていくことは、民意に反し、住民の利益を損なうことになりかねません。

そこで、今回、住民投票を実現することが、町民の判断を政策に反映させ、岡垣町の民主的なまちづくりを一步前進させると確信します。

この条例案は、JR海老津駅南側道路整備事業の中の地下自由通路と南側広場を建設することについて、住民投票を実施することで、町民の賛否の意思を明らかにし、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とします。

※ ホームページ掲載用に公印を省略しています